

府 食 第 6 5 1 号  
令和 7 年 10 月 3 日

内閣総理大臣  
石破 茂 殿

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴

### 食品健康影響評価の結果の通知について

令和 7 年 9 月 24 日付け消食基第 575 号をもって内閣総理大臣から食品安全委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答いたします。

#### 記

このことについては、「食品健康影響評価の結果の通知について」（令和 5 年 11 月 1 日付け府食第 668 号）により、農薬の再評価として、チオベンカルブに係る食品健康影響評価結果を通知したところであることから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。